

# 法人版事業承継税制の適用を受けられている方に ～継続届出書の提出について～

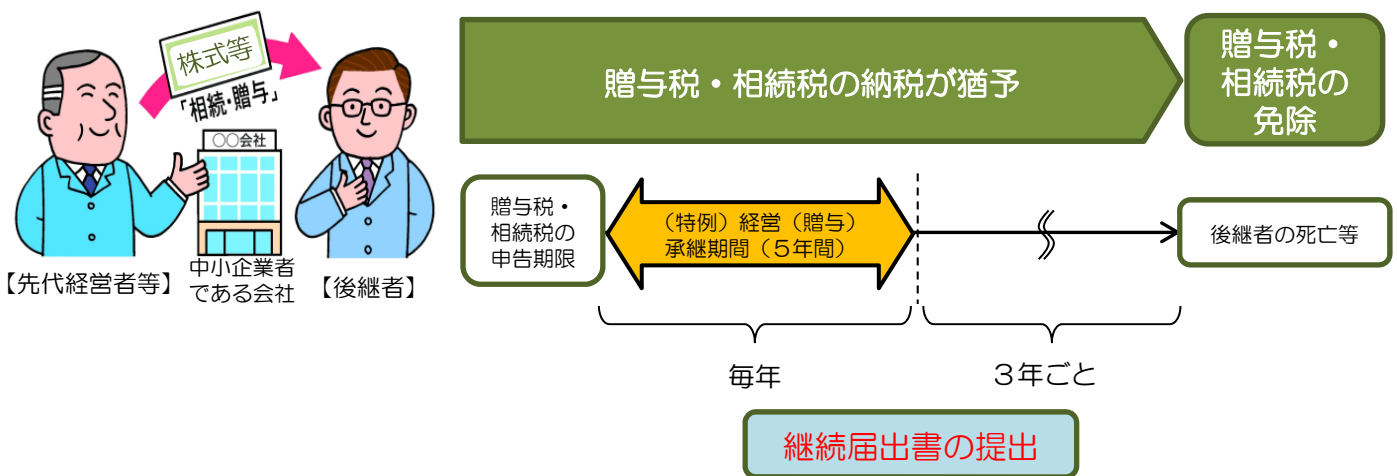
- 法人版事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）の適用を受けられている方は、**納税猶予期間中**は、
  - ① （特例）経営（贈与）承継期間については**毎年**
  - ② その期間経過後は**3年ごと**に
 一定の書類を添付した**継続届出書**を所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

(注) 1 この制度の適用に係る円滑化法の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定をいいます。以下同じです。）を受けた会社も、（特例）経営（贈与）承継期間内は、毎年、都道府県知事に対し年次報告書を提出し、その確認を受ける必要があります。

2 「（特例）経営（贈与）承継期間」とは、原則として、その会社の株式等に係る最初のこの制度の適用に係る贈与税又は相続税の申告期限\*の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

\* **災害等により**、国税通則法第11条又は租税特別措置法第69条の8の規定に基づく**申告期限の延長**（以下「申告期限の延長」といいます。）**がされた場合**には、**その延長後の申告期限**となります。

- この「**継続届出書**」の提出がない場合には、猶予されている**贈与税・相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。
- このパンフレットは、継続届出書の提出に当たり必要となる手続や添付書類等について、その概要を説明したものです。



## 法人版事業承継税制とは

- **法人版事業承継税制**は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度であり、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があります。
- 継続届出書の提出に関する事項以外の**制度の概要**については、国税庁ホームページに掲載されているパンフレット「**非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし**」をご覧ください。



## 継続届出書の提出期限等

### (特例) 経営 (贈与) 承継期間に係る継続届出書

- **(特例) 経営 (贈与) 承継期間内**については、**毎年**、第1種基準日<sup>(注1)</sup>の翌日から5か月を経過する日までに「**継続届出書**」に一定の書類を添付 (特例措置は3ページ、一般措置は4ページを参照) して所轄の**税務署へ提出**する必要があります。
- なお、この制度の適用に係る**円滑化法の認定を受けた会社**も、**毎年**、第1種基準日の翌日から3か月を経過する日までに**都道府県知事に年次報告書<sup>(注2)</sup>を提出**し、その確認を受ける必要があります。

(注) 1 「第1種基準日」とは、(特例) 経営 (贈与) 承継期間内の日で、その会社の株式等に係る最初のこの制度の適用に係る贈与税又は相続税の申告期限<sup>\*</sup>の翌日から1年を経過するごとの日をいいます。  
※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

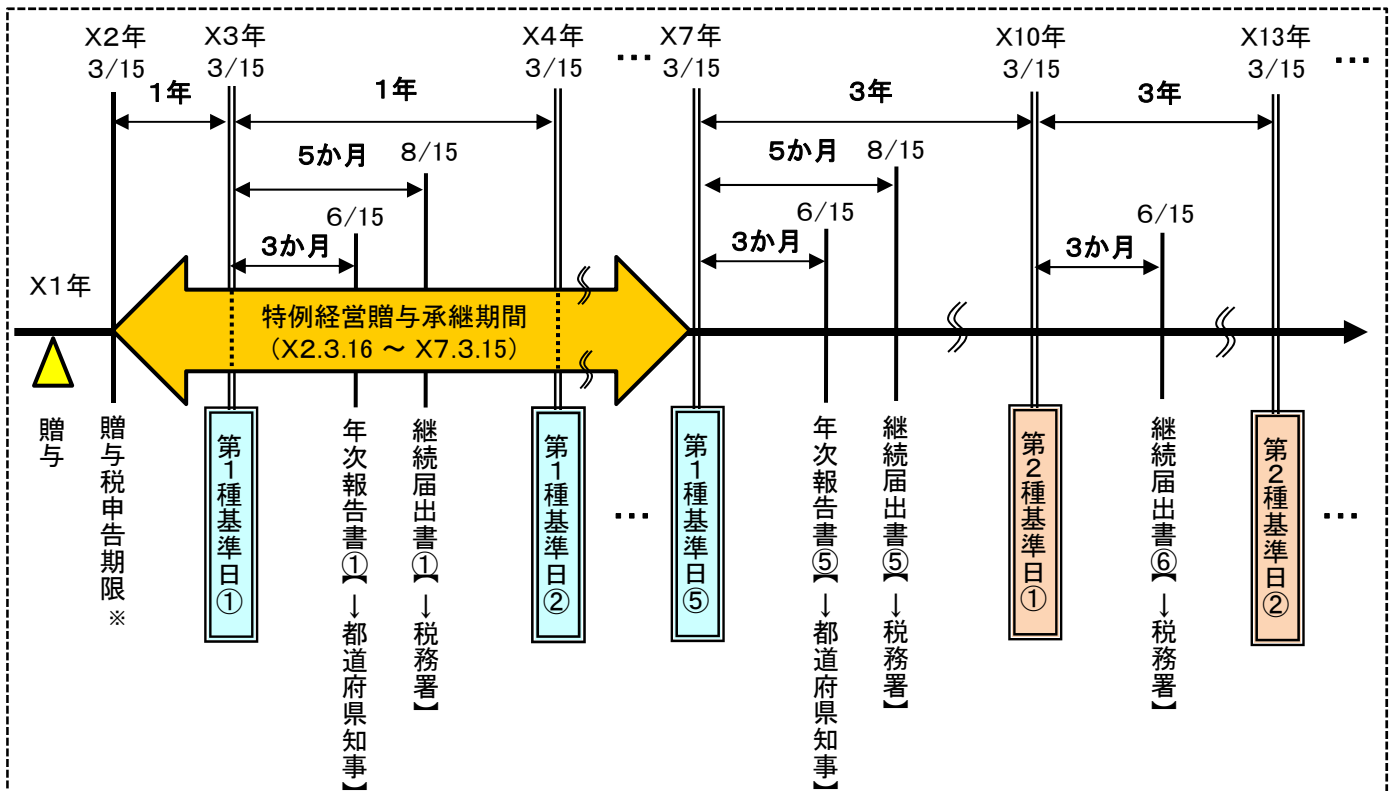
2 「年次報告書」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 (以下「円滑化省令」といいます。) 第12条第2項等の報告書をいいます。なお、年次報告書の提出手続等については、都道府県の担当課 (6ページ参照) にお尋ねください。

### (特例) 経営 (贈与) 承継期間経過後における継続届出書

- **(特例) 経営 (贈与) 承継期間経過後**は、**3年ごと**、第2種基準日<sup>(注1)</sup>の翌日から3か月を経過する日までに、「**継続届出書**」に一定の書類 (特例措置は3ページ、一般措置は4ページを参照) を添付して所轄の**税務署へ提出**する必要があります。
- (注) 1 「第2種基準日」とは、(特例) 経営 (贈与) 承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。  
 2 (特例) 経営 (贈与) 承継期間経過後は、**都道府県知事への年次報告書の提出は不要**です。

### 継続届出書の提出等の手続の流れ (具体例)

×1年に贈与により取得した非上場株式等について特例措置の適用を受ける場合 (特例経営贈与承継期間は、×2年3月16日から×7年3月15日まで) の継続届出書の提出等に関する手続の流れは、次のとおりです。



※ 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。なお、各基準日及び(特例) 経営 (贈与) 承継期間の判定は、その延長後の申告期限に基づいて行います。都道府県知事への年次報告書についても同様です。

## 特例措置の適用を受けている場合の継続届出書の添付書類等

### ◆ 継続届出書

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」

(注) 上記の届出書は、国税庁ホームページに掲載されています。

([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201901\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201901_01.htm))

### ◆ 添付書類

特例措置の適用を受けている場合の継続届出書には、次の書類を添付してください。

	添付書類	特例経営(贈与) 承継期間	特例経営(贈与) 承継期間経過後
①	「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)」及び「(同)別紙」	○ (別紙は該当する場合のみ)	○ (別紙は該当する場合のみ)
②	第1種(第2種)基準日までに納税猶予の期限が到来した税額や免除された税額がある場合には、「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)
③	第1種(第2種)基準日における会社の定款の写し	○	○
④	第1種(第2種)基準日における会社の株主名簿の写し等で次の事項が確認できる書類(会社が証明したものに限りです。) イ 会社の株主等の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ イの者が有する株式等に係る議決権の数	○	○
⑤	年次報告書の写し及びその年次報告書に係る都道府県知事の確認書の写し	○	—
⑥	特例経営(贈与)承継期間の末日において円滑化省令に規定する雇用確保要件を満たさない場合には、その旨の報告書の写し及びその報告書に係る都道府県知事の確認書の写し <sup>(注2)</sup>	△ (該当する場合)	—
⑦	第1種(第2種)基準日までに会社分割又は組織変更があった場合には、吸収分割契約書若しくは新設分割計画書又は組織変更計画書の写し	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)
⑧	第1種(第2種)基準日までに合併又は株式交換若しくは株式移転があった場合には、一定の書類 <sup>(注3)</sup>	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)

(注) 1 ①及び②の書類は、国税庁ホームページに掲載されています。

([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201901\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201901_01.htm))

2 ⑥の「報告書」とは、円滑化省令第20条第3項の都道府県への報告書をいいます。なお、この報告書の提出期限は、特例経営(贈与)承継期間の末日の翌日から4か月を経過する日です(報告手続等については、都道府県の担当課(6ページ参照)にお尋ねください。)

3 ⑧の「一定の書類」については、継続届出書の記載方法等をご確認ください。

4 令和3年7月1日以後に提出する継続届出書については、会社の登記事項証明書の添付は不要です。

## 一般措置の適用を受けている場合の継続届出書の添付書類等

### ◆ 継続届出書

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」

(注) 上記の届出書は、国税庁ホームページに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/8510-09.htm>

### ◆ 添付書類

一般措置の適用を受けている場合の継続届出書には、次の書類を添付してください。

	添付書類	経営(贈与) 承継期間	経営(贈与) 承継期間経過後
①	「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)」及び「(同)別紙」	○ 〔別紙は該当する場合のみ〕	○ 〔別紙は該当する場合のみ〕
②	第1種(第2種)基準日までに納税猶予の期限が到来した税額や免除された税額がある場合には、「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)
③	第1種(第2種)基準日における会社の定款の写し	○	○
④	第1種(第2種)基準日における会社の株主名簿の写し等で次の事項が確認できる書類(会社が証明したものに限りです。) イ 会社の株主の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ イの者が有する会社の株式等に係る議決権の数	○	○
⑤	年次報告書の写し及びその年次報告書に係る都道府県知事の確認書の写し	○	—
⑥	第1種(第2種)基準日までに会社分割又は組織変更があった場合には、吸収分割契約書若しくは新設分割計画書又は組織変更計画書の写し	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)
⑦	第1種(第2種)基準日までに合併又は株式交換若しくは株式移転があった場合には、一定の書類 <sup>(注2)</sup>	△ (該当する場合)	△ (該当する場合)

(注) 1 ①及び②の書類は、国税庁ホームページに掲載されています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/8510-09.htm>

2 ⑦の「一定の書類」については、継続届出書の記載方法等をご確認ください。

3 令和3年7月1日以後に提出する継続届出書については、会社の登記事項証明書の添付は不要です。

## 継続届出書を提出期限までに提出しなかった場合

- **継続届出書及び添付書類を提出期限までに提出しなかった場合**には、納税猶予の期限が確定し、その提出期限の翌日から2か月を経過する日までに、**納税が猶予されている贈与税・相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。
- ただし、提出期限までに提出できなかったことについて**やむを得ない事情があると認められる場合**に、その**事情の詳細を記載した継続届出書及び添付書類が提出**されたときは、**納税猶予は継続**されます。

### 利子税の計算方法

- 利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で計算します。

なお、各年の利子税特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり**軽減**されます（0.1%未満の端数は切り捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%）。

（計算式）

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^*}{7.3\%}$$

※ 各年の利子税特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています。

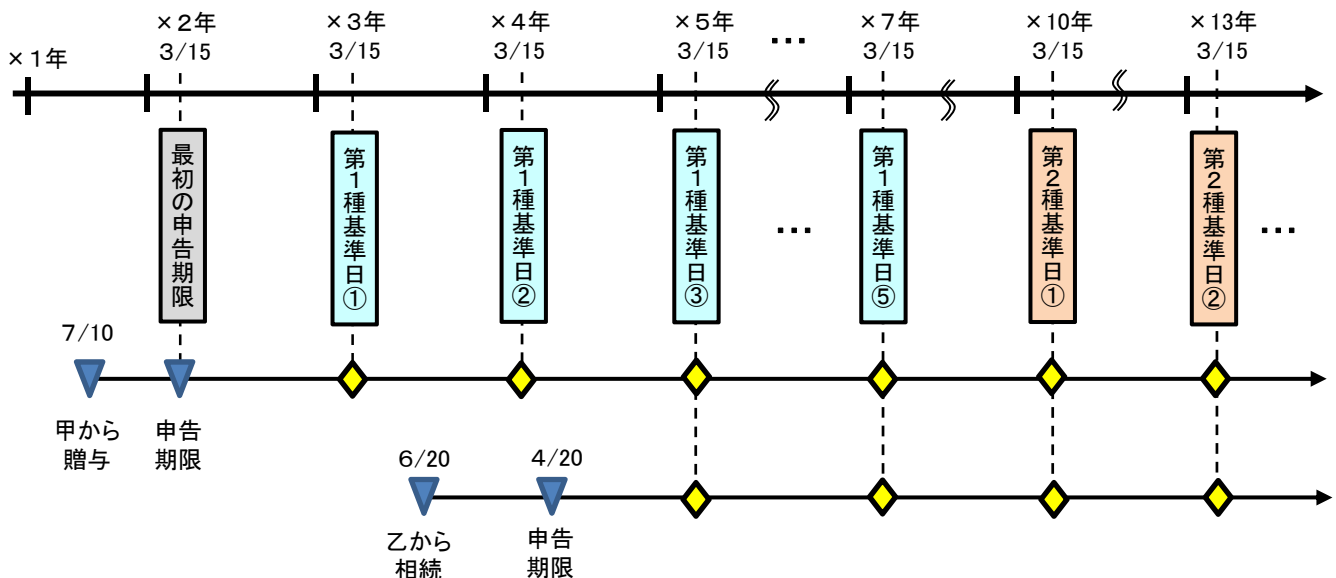
- また、（特例）経営（贈与）承継期間を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときは、（特例）経営（贈与）承継期間の利子税の割合については「**年ゼロパーセント**」に軽減されます。

## （参考）同一の会社の株式等を複数の者から承継した場合の基準日

**同一の会社の非上場株式等を複数の者から承継した場合でも、継続届出書の基準となる第1種基準日及び第2種基準日は、その非上場株式等についてこの制度の適用を受けるための最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限が基準となるため、同一の日となります。**

（例）A社の株式を、×1年7月10日に甲から贈与により、×3年6月20日に乙から相続により取得した場合

⇒ 乙からの相続についても、甲からの贈与に係る第1種基準日及び第2種基準日（相続税の申告期限（×4年4月20日）の翌以後のもの）を基準として、継続届出書を提出



# 年次報告書等の提出に関する窓口について

法人版事業承継税制の適用を受けている方が提出する年次報告書等の提出に関する窓口は**会社の主たる事務所が所在する都道府県**です。

## ＜各都道府県のお問合せ先＞

令和5年6月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 中小企業総合支援課	075-414-4836
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室	023-630-2708	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	産業労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援班	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 スタートアップ・経営支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 産業イノベーション推進課	058-272-8389		【製造業】商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2321
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 経営改革課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>】

## (メモ) 継続届出書等の提出期限一覧

2ページの具体例を参考に記載し、継続届出書等の提出期限のメモとしてご利用ください。

(特例)経営(贈与)承継期間 ( 年 月 日～ 年 月 日)			
	第1種基準日 【申告期限の翌日から1年ごと】	年次報告書の提出期限 【第1種基準日の翌日から3か月】	継続届出書の提出期限 【第1種基準日の翌日から5か月】
申告 期限	年 月 日	—	—
①	年 月 日	年 月 日	年 月 日
②	年 月 日	年 月 日	年 月 日
③	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑤	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(特例)経営(贈与)承継期間経過後 ( 年 月 日～)			
	第2種基準日 【⑤の基準日の翌日から3年ごと】	継続届出書の提出期限 【第2種基準日の翌日から3か月】	
⑥	年 月 日	年 月 日	
⑦	年 月 日	年 月 日	
⑧	年 月 日	年 月 日	
⑨	年 月 日	年 月 日	
⑩	年 月 日	年 月 日	
⑪	年 月 日	年 月 日	
⑫	年 月 日	年 月 日	
⑬	年 月 日	年 月 日	
⑭	年 月 日	年 月 日	
⑮	年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 継続届出書は税務署に、年次報告書は都道府県知事に提出してください。  
 2 上記の「申告期限」は、災害等により申告期限が延長された場合には、その延長後の申告期限となります。  
 3 同一の会社の株式等を複数の者から承継しこの制度の適用を受けている場合の「申告期限」は、その会社の株式等についてこの制度の適用を受けるための最初の贈与税又は相続税の申告期限を記載してください(5ページの(参考)参照)。  
 4 第1種(第2種)基準日の翌日から3か月(5か月)を経過する日が休日等に当たる場合には、その翌日が継続届出書等の提出期限となります。  
 5 16回目以降の継続届出書の提出期限も上記と同様です。